

# 平成 24 年度高知県環境審議会自然環境部会

日時：平成 24 年 8 月 24 日（金） 13:30～14:40

会場：高知県立大学 永国寺キャンパス  
（管理棟 2 階会議室）

出席者委員：石川部会長 依光副部会長 多々良委員 時久委員 林委員  
久松委員 細川委員 増岡委員  
事務局：小松課長 倉野課長補佐 松井チーフ 高橋主査 西村主事  
（以上、事務局はすべて、林業振興・環境部 環境共生課）  
アセス㈱ 浜畑氏 藤本氏

## 1. 開会

### 【司会（松井チーフ）】

それでは定刻になりましたので、ただ今から高知県環境審議会自然環境部会を始めさせていただきます。

まず、ご出席の方の確認を行います。自然環境部会は、8名の委員で構成されています。部会開催にあたっては、高知県環境審議会条例第7条第5項により、委員の過半数の出席が必要になっています。本日は、8名全員のご出席をいただいておりますので、本会議が成立しますことをまずご報告させていただきます。

次に、本日ご出席いただきました委員の方々は、既にご面識のことと存じますが、環境共生課での自然環境部会の開催が3年ぶりということもございまして、事務局のメンバーに変更がございます。事務局から自己紹介をさせていただきます。

（事務局〔アセス㈱を含む。〕の自己紹介）

続きまして、会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

（事務局より、本日の配付資料の確認）

本会議におけます審議内容は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、ホームページで公開することとなっておりますので予めご了承ください。

それでは、審議会条例第7条に基づき、ここからの会議の議長は部会長が務めることとなっておりますので、司会進行を石川部会長にお願いいたします。

## 2. 議事

### 【石川部会長】

では、「平成 24 年度高知県環境審議会自然環境部会」を開催します。

本日は、皆様方のご協力をいただきながら会議を円滑に進めてまいりたいと思

ますので、どうぞよろしく申し上げます。

審議に入ります前に会議録署名各委員の指名を行います。

高知県審議会運営規定第7条の規定により、部会長が指名することになっていきますので、林委員と久松委員に申し上げます。

ご二人にはご了承願いたいと思います。

それでは、これより審議に入ります。

本日の議事は、先に知事から「環境審議会」に諮問のありました、生物多様性こうち戦略（仮称）策定についてです。

このことについては、6月末に林業振興・環境部長から文書で報告がありましたとおり、環境審議会において、自然環境部会に付託されましたので、本日の会において審議を行うものです。

まず、生物多様性こうち戦略（仮称）について事務局より説明をお願いします。

#### 【小松課長】

それでは、事務局からご説明いたします。

諮問書の写しにつきましては、審議会資料1の1ページに載せています。

それでは、生物多様性こうち戦略（仮称）策定についてご説明いたします。

（事務局より、「生物多様性こうち戦略（仮称）策定について」を説明）

#### 【石川部会長】

事務局からの説明は以上のようなようですが、ご質問はありませんでしょうか。

ご質問がないようですので、私から県内の活動団体についてご紹介をいたします。資料3をご覧ください。

（石川部会長より、「四国圏における生態系ネットワークの形成をめざして」を紹介）

以上です。

事務局からのものもありましたとおり、本日は生物多様性地域戦略について、自由討論とさせていただきたいと思っております。

生物多様性について、また地域戦略についてなど、ご意見がありましたらお願いいたします。

私の方から1つ質問があります。資料1の4ページに、和歌山県が「策定せず」となっていますが、これには何か事情があるのですか。

#### 【松井チーフ】

和歌山県は、庁内で話し合ったところ、生物多様性地域戦略を作っても県民にご理解いただける状況にないのではないかと、ということで策定しないこととした、と聞いております。

**【石川部会長】**

それは和歌山県の判断でされた、ということですか。

**【松井チーフ】**

はい。和歌山県の判断ということですよ。

**【石川部会長】**

スケジュールについて、何かご質問はありませんか。今のところは、スケジュール通り進んでいるのですか。

**【松井チーフ】**

はい。ただ今のところスケジュール通りです。

**【石川部会長】**

県民の欄が空白なのは、予算がないからで、ワークショップなど直接県民に意見を伺うような場合は、今年度は設定できないということですね。来年度はどうなのですか。

**【松井チーフ】**

これについては、事務局も重要と考えており、去年の予算を組む段階では、講演会を開いて県民の皆さまに集まっていただくことも想定しておりましたが、残念ながら予算をつけていただくことができませんでした。また、県の世論調査の項目にも手を挙げていましたが、最終段階で不採用となりました。現時点では、事務局としてもこれといったアイデアはないのですが、皆さまのお知恵をお借りしながら、費用のあまりかからない方法なら可能ではないかと考えています。今年度もまだ諦めたわけではなく、NPOの方々とも協議しながら、取り組んでいきたいと考えております。また、来年度に関しては、これから予算の組み立ても可能ですし、環境省に対しても予算の交渉ができる状況ですので、皆さまのご意見をいただきながら、予算を組み立てていきたいと考えております。

**【多々良委員】**

この部会としては、提言で終わるわけではないですよ。施策の実行まで検討し、それをチェックするのですよね。

そもそも生物多様性というのは、対象となる動植物の範囲だけでもかなり広く、これに、シカやイノシシなどの害獣被害など経済との関連性もあります。生物多様性と一言にいても、県のほとんどの部署が関連するのではないのでしょうか。今のところ、環境共生課が窓口となって進めていくのでしょうか、産業振興課や鳥獣対策課などの他部署との調整も行っていくのでしょうか。

**【松井チーフ】**

県の中では、環境共生課が事務局として窓口になりますが、環境共生課だけが取り組んでいく課題ではございません。当然、土木、建設や農林水産業など、いろいろなセクションが関連すると思っています。県庁内の関係各課にお集まりいただいて、生物多様性に関する課題整理や取り組んでいく施策について協議し、戦略に盛り込んでいくこととなります。そこで盛り込まれた施策については、推進体制をつくり、作りっぱなしにならないように進行管理を行っていくことが重要であると考えています。

**【多々良委員】**

資料2にある庁内連絡会がそうですか。

**【松井チーフ】**

そうです。

**【石川部会長】**

よろしいでしょうか。

国家戦略については何度か改訂されていますが、その中で、環境省、国土交通省、農林水産省等が連携して、これに関する法律ができています。例えば、外来生物法、自然再生推進法、前後して最後に生物多様性基本法が制定されていますが、その後も関連法令の整備が進んでいるところです。本県においても、地域戦略が策定されれば、関連する施策も、条例改正等それに応じた形で進んでいくのではないのでしょうか。

**【松井チーフ】**

今後の体制については、現時点では未定で、これといったものをお示しできないのですが、この地域戦略が生物多様性に係る最初のものなので、これを前面に立てて、相応の体制づくりや仕組みづくりを考えていきたいと思えます。

**【依光副部会長】**

本県の環境基本計画のときも、各部局で調整して、我々がいろいろな課題を出したにもかかわらず、出来上がったものは、「きれいごと」に終わっていることが多々あります。おそらく関係部局で調整しながら、かなり修正がなされた結果であろうと推察されるのですが、この地域戦略では、可能な限り施策の課題や提言を反映させたものにしていただきたい。

また、第3次国家戦略だと思えますが、この中で特に多自然型川づくりを強く唱っています。その関係で、物部川のときにも、パブコメでいくつか提言を出しましたが、一顧だにされませんでした。見た目には多自然に見えるかもしれませんが、実際の生物にとっては、生物多様性の観点から、とても多自然とはいえないものになっています。十分な調整を取っていただかないと、地域戦略という言葉もきれいな

ごとに終わってしまいます。そうならないように努力していただきたいと思います。

**【石川部会長】**

貴重なご意見、ありがとうございます。他にございませんか。

**【時久委員】**

自然環境部会の回数が少ないように感じられますが、この部会では、どこまで踏み込んだ議論をするのでしょうか。例えば、目次構成についても、手引きでは3つのパターンが示されており、そのうちのどのパターンにするかを部会で決めるのでしょうか。詳しい内容は検討委員会の方で決めていただけるのでしょうか。

**【松井チーフ】**

当部会は、大枠を決めていただく場と考えており、具体的な構成等については、検討委員会で検討していただきたいと考えています。

**【時久委員】**

戦略を策定した後、実際に施策を講じて変わっていかなければ意味がないと思います。これをやるという明確な方針があって、後の細かな施策が出てくると思います。私が見た限りでは、愛知県のものが見やすかったです。愛知県ではタイトルが「自然環境保全戦略」となっており、「生物多様性」という表現を用いていません。生物多様性という言葉は専門家には理解されるのかもしれませんが、県民に理解されるのでしょうか。県民が納得して、県のやることが具体的にイメージできるような戦略名の方が、県民にアピールできるのではないのでしょうか。

また、この地域戦略もパンフレットを作成すると思いますが、県民が理解しやすい簡潔なコンパクトなものがいいと思います。なぜそれをするのか、どういうことをするのか、といった最小限の内容を盛り込んだものがいいと思います。多くの議論の経緯や収集したたくさんのデータについては、何ページにもわたる分厚い資料になると思われますが、それについては外部に出す必要はないと思います。それらの資料を踏まえて、外へ出すときは、これとこれとこれ、といった戦略の核となる部分をわかりやすく示さないと、県民が理解できるものにならないと思います。

**【石川部会長】**

戦略の名称については、どこで決めるのですか。部会ですか。検討委員会ですか。

**【松井チーフ】**

地域戦略のタイトルについては、具体的には検討委員会の方で検討し、最終決定は部会の方でしていただくことになる、と考えています。

**【石川部会長】**

わかりました。他にございますか。細川委員、何かございますか。

**【細川委員】**

テーマが大きすぎて取っ付きにくい面も正直感じます。全国的にもおそらく最大の自生地であるヒメボタンの保護について、活動する人の高齢化があり、やる気はあっても、中心になって活動するリーダーがいないなどの問題があります。何から手を付けていいのかわからないのが現状です。行政にお願いしても、縦割り行政でなかなか動いてくれません。県民の中には、活動に参画したと思っている人がいても、こんな大きなテーマの中で、自分は何に手を付けていいのかわからないのが現状なのです。助成金の活用についても、そこを手引きしてくれる仕組みが必要なのではないでしょうか。

**【石川部会長】**

ありがとうございました。地域戦略を実効あるものにしていくためには、実施体制や人のつながりが一番重要であると私も思っています。地域戦略の中にその旨盛り込んでいかなければならないと思います。

**【依光副部会長】**

別件ではありますが、以前この部会で、うみがめなど希少種の保護条例について話し合ったことがあります。そのとき、保護区の設定を検討しましたが、部会にももう3年ほど全然出て来ないので、その後どうなったか教えていただけますか。

**【石川部会長】**

希少野生動植物の保護ですか。

**【依光副部会長】**

そうです。それに伴って、保護区を作ったはずです。四万十の方で。

**【松井チーフ】**

委員がご指摘されていますのは、希少種のマイヅルテンナンショウの保護区の設定のことだと思いますが、これについては、3年前に自然環境部会で保護区の設定を答申いただいて、そのとおり保護区として指定されております。現在、「マイヅルテンナンショウの会」が中心となって、毎年、観察会を開いたり保護活動を展開していただいています。それとともに、県でも1回だけ補助金を出して、「マイヅルテンナンショウの会」設立の経費の一部に当てた経緯があります。毎年、県にも観察会に関する問い合わせがあり、私自身もどういう活動をされているのか拝見させていただいていますが、年によるばらつきは感じるものの、順調に保護されているのではないかと考えています。

**【依光副部会長】**

その他には、保護区は作られていないのですか。

**【松井チーフ】**

マイヅルテンナンショウ以外では、まだ保護区という話は出ていないと感じています。

**【依光副部長】**

保護条例を作ったときは、たくさん候補地の検討もしたはずですが、でも、その後、継続していないのですね。うみがめ保護条例については、保護区が4、5箇所あり、対策も進んでいますが、他がまったく検討されていないのではないですか。せっかく条例を作ったのに、それでいいのですか。

**【石川部長】**

保護条例は、種の指定であって、生育・生息地の指定は含んでいないはずですね。住民からの申し出があったものについて保護区を設けたはずですが。

**【依光副部長】**

そうではなく、住民の守る体制が整っている保護区を指定するものであって、住民から上ってきたものではないです。

**【石川部長】**

住民の発想があって、それならば指定しましょう、ということになったのではなかったですか。県があそこはいいところだから指定しましょう、と決めたわけではなかったと思います。

**【依光副部長】**

候補地は、県とか学識経験者しかわからないので、彼らが挙げるけれども、その中から住民の働きかけがある地区を保護区として指定していると思います。

**【石川部長】**

学識経験者も市民ととらえることができるので、市民の申し出による保護区の指定ととらえることができるのではないのでしょうか。

**【松井チーフ】**

マイヅルテンナンショウ制定以降については、具体的な保護区の検討は進んでいないと思います。

**【石川部長】**

住民の中には、保護区に指定してもらいたいと考えている人はたくさんいると思われるので、そういった意見を吸い上げる仕組みや県からの働きかけが必要だと個

人的には感じています。

**【松井チーフ】**

県から住民の方に投げかける手段はなかなか見つからないので、現実問題としては、県にある保護専門員制度を活用し、この方々から情報をいただいて、県の方で検討する方法はあるかと思われまます。ただ、まだ県庁内でそこまでの議論には至っていないところです。

**【石川部会長】**

そういうことでよろしいですか。保護区の問題については、まだ十分実効性を伴っていない、というのが皆さんの共通の感覚かと思いますが、生物多様性の別件ではありますが、次回の部会の議題に盛り込んでいただきたいと思ひます。

**【依光副部会長】**

保護区の問題は、生物多様性地域戦略とも核論の部分で関わってくるのだと思ひます。

**【松井チーフ】**

保護区の問題は、生物多様性の戦略にも関わってくることなので、検討委員会の方でも検討していきたいと思ひます。

**【依光副部会長】**

そのようにお願いします。引き続き、検討するというこゝで。

**【石川部会長】**

それでよろしいですか。それでは、生物多様性こうち戦略（仮称）策定については、いただきましたご意見を検討委員会の場で報告し、これを踏まえて議論がされるということとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ご異議がないようですので、以上とさせていただきます。事務局から連絡事項などはありませんか。

**【高橋主査】**

それでは、事務連絡をさせていただきます。本日は、会場が大学ということで、駐車場が使用できずご不便をおかけしたかと存じます。すみませんでした。お車でお越しの方で、有料駐車場をご利用された方につきましては、お手元の FAX 送信表に領収書を貼り付けていただいて、FAX をお送りいただくようお願いします。その上で旅費をお支払いさせていただきます。事務局からは以上です。

### 3. 閉 会

#### 【石川部会長】

本日は、これもちまして高知県環境審議会自然環境部会を閉会します。

高知県環境審議会運営規程第7条第2項の規定による会議録署名者

委 員

印

平成 年 月 日

委 員

印

平成 年 月 日